

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一冊三圓(送料を含む)】

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、
翌日の翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

目次
鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年十月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十二号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第一条 鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項のそれぞれの職員を二名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、次長の場合にあつては当該部又は企画室の長が、課長補佐若しくは室長補佐又は経理室主任の場合にあつては秘書課又は当該課の長が、それぞれ定めるものとする。
第百五十七条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項のそれぞれの職員を二名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、当該地方機関の長が定める。

(鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正)

第二条 鳥取県庁事務専決及び代決規程(昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

2 代決の順序において、同一の順位の者が二名以上ある場合における代決権者は、あらかじめ、それぞれの正当決裁者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。